

令和4年度答申第21号
令和4年7月5日

諮問番号 令和4年度諮問第14号（令和4年5月16日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）の運転する自家用普通貨物自動車（以下「本件車両」という。）が、一般国道A上り線において、道路の附属物である車両の運転者の視線を誘導するための施設を損傷（以下「本件損傷」という。）したとして、B地方整備局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、道路法（昭和27年法律第180号）58条1項の規定に基づき、本件損傷に係る復旧工事に要した費用の負担命令（以下「本件負担命令」という。）を発したところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

道路法58条1項は、道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする旨規定する。

道路法22条1項は、上記「他の行為」とは、道路を損傷し、若しくは汚損した行為又は道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為をいう旨規定し、同法2条1項は、同法における「道路」とは、一般交通の用に供する道で同法3条各号に掲げるもの（一般国道等）をいい、トンネル等道路と一体となってその効用を全うする施設や道路の附属物（車両の運転者の視線を誘導するための施設等）を含む旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 令和3年1月10日午後4時頃又は午後4時30分頃、一般国道A線 upper 344.4kp（以下「本件交通事故現場」という。）において、審査請求人の運転する本件車両がデリネーターポール（道路法施行令（昭和27年政令第479号）34条の3第3号に規定する車両の運転者の視線を誘導するための施設。以下「ポール」という。）に衝突する事故（以下「本件交通事故」という。）が発生した。後日、C国道維持出張所は、審査請求人から、本件交通事故現場において、本件車両が路面陥没によるスリップによりポールに衝突し、損傷させた旨報告を受けた。

（道路損傷状況調書、道路損傷現認・負担書、交通事故証明書）

- (2) 令和3年1月21日、C国道維持出張所は、道路巡回において本件損傷を確認し、本件損傷に係るポールを回収し、予備品を使用してポール交換作業を実施した。

（令和2年1月21日に本件交通事故現場で撮影した写真）

- (3) 令和3年2月4日、C国道維持出張所は、審査請求人に対して、道路損傷現認・負担書等を送付し、審査請求人は、同月9日付けで、道路を損傷したことに相違なく、道路の復旧に要する費用は審査請求人が負担するとの内容の道路損傷現認・負担書に署名及び押印して、これを返送し、同月10日、C国道維持出張所は、道路損傷現認・負担書を受理した。

（現場損傷現認・負担書の記入について、道路損傷状況調書、道路損傷現認・負担書）

- (4) 令和3年9月17日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、道路法58条1項の規定に基づく復旧費用（1万8414円）を納入するよう求める費用負担命令（本件負担命令）を発した。

（費用負担命令書）

- (5) 令和3年11月15日、審査請求人は、審査庁に対し、本件負担命令を

不服として審査請求をした。

(審査請求書、補正命令書)

(6) 令和4年5月16日、審査庁は、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件交通事故は除雪後の圧雪された路面に突如現れた陥没個所にタイヤをとられてスリップしたために起きた事故であり、かつ、低速で慎重に運転していても陥没個所の予測は不可能で当方の事故に対する過失はないと考えており、本件負担命令の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

1 原因者負担金（道路法58条1項）について

道路の管理に要する費用は、道路管理者が負担するのが原則であるところ、道路法58条1項に基づく原因者負担金制度は、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用を道路管理者に負担させることは衡平に反し、その原因者に負担させることが衡平にかなうことから、私法上の不法行為制度とは別に定められた公法上のものであり、明文上故意・過失を必要とせず、原因者に対して復旧に要した費用を「その必要を生じた限度において」負担させることができるものである。

裁判例においても、「法第58条第1項の原因者負担金制度は、過失責任を前提として対等な立場にたつ二当事者間で損害を公平に分担しようとする民法上の不法行為の制度とは異なり、住民の生活上の利便に不可欠の重要性を持つ公共用物としての道路の迅速な機能回復という極めて公共性の高い法目的の実現を図るための手段として、行政庁である道路管理者に対して、その優位的地位に基づく行政上の裁量により道路に関する工事又は道路の維持のための費用を公用負担としてこれを原因者に課する命令権限と強制徴収権限を付与したものと解することができる。」（札幌高等裁判所平成16年3月25日判決・道路法例規集15巻七五七九・5806）と判示されている。

すなわち、原因者負担金制度は、公共用物としての道路の迅速な機能復旧を図るという公益目的の手段として、道路管理権限に基づく行政上の裁量により、特段考慮すべき事情がない場合は、損傷の行為者が特定できれば、そ

の事実関係を基礎として、原則として当該行為者に対して機能復旧に要した費用を納付するよう命じる権限を道路管理者に公法上特別に付与したものと解される。

2 本件負担命令の適法性について

本件負担命令は、本件損傷に伴う復旧に要した費用の負担を道路法58条1項の規定に基づき、審査請求人に課したものであるが、審査請求人は圧雪された路面に突然現れた大きな陥没箇所にてタイヤを取られスリップしたために起きた事故であり、本件交通事故に対する過失はないと主張していることから、本件負担命令の取消しが認められるかについて、以下に検討する。

(1) 道路の管理瑕疵の有無について

本件交通事故発生日の処分庁による当該道路の除雪については、弁明書に添付された令和3年1月10日付け除雪作業日報により、除雪作業が実施されていたことが確認できる。

また、厳冬期に道路上から完全に圧雪、凍結状態を排除することは、本件交通事故発生日を含む前後日の大雪に関する報道状況から、物理的に不可能であることは推認される。

さらに、処分庁は、記者発表等により、大雪のため、道路の通行には十分注意が必要であることを広報している。また、道路情報板において、運転者に対して、路面状況や気象状況などを周知し、注意喚起を行っていた。

一方、処分庁による道路巡回については、令和3年1月9日の午後1時34分から午後5時40分にかけて行っており、本件交通事故現場において、舗装路面の陥没は確認されていない。また、令和3年1月11日の午後1時14分から午後6時9分に行った道路巡回でも確認はされていない。

したがって、本件道路の管理に瑕疵があったとは考えられない。

(2) 本件交通事故の発生について

本件交通事故現場の周辺状況の写真から、本件交通事故現場においても、処分庁の主張のとおり、除雪した本線上の雪が車道外側線とポールの間で堆雪され、雪堤が形成されていたと考えられる。このような状況で本件交通事故は発生していることから、審査請求人は雪堤を乗り越えるほどの速度で運転し、本件交通事故に至ったと推認できる。

また、処分庁は道路情報板等において、本件道路を走行するに当たって十分な注意喚起を行っている。さらに、道路交通法（昭和35年法律第105号）70条において、運転者の安全運転の義務が規定されており、審

査請求人は、雪道を走行するに当たっては、慎重に運転することが求められる中で本件交通事故が発生したことから、審査請求人に過失があったと考えられる。

したがって、本件負担命令に違法又は不当な点はない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和4年5月16日、審査庁から諮問を受け、同年6月16日、及び同月30日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和4年6月20日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

一件記録によれば、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件負担命令の適法性及び妥当性について

- (1) 本件負担命令は、処分庁が、本件損傷の原因を審査請求人の運転する本件車両のポールへの接触とし、これによりポールを損傷した行為を道路法58条1項に規定する「他の行為」に当たるものと判断して、審査請求人に対して、同項の規定に基づき、審査請求人を「他の行為につき費用を負担する者」として本件負担命令を発したものであるところ、審査請求人は、本件交通事故は、圧雪された路面の陥没箇所にタイヤがとられスリップして起こったもので、本件交通事故に自身の過失はないとしており、自身は本件損傷の原因者ではないことを理由に本件負担命令の取消しを求めているものと解される。

道路法58条1項に規定する原因者負担金制度は、道路の管理に関する費用は道路管理者が負担するのが原則である（同法49条）が、「他の工事」又は「他の行為」により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、道路管理者に負担させることは衡平に反するため、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることとしたものであると解される。しかし、道路の管理の瑕疵によって、運転する車両が道路附属物に衝突し当該道路附属物が損傷した場合にまで、当該車両を運転していた者を当該損傷の原因者として取り扱うことは適当でないのは明らかである。

本件については、一件記録をみても、本件車両がポールに接触して本件損傷をしたことについて争いがあるとはみられないので、審査請求人の主張するように、本件交通事故が路面の陥没によって、即ち、道路の管理の

瑕疵によって、発生し、審査請求人は本件損傷の原因者とはいえないという特段の事情があったか否かについて検討する。

なお、原因者負担金の額（1万8414円）については、審査関係人間で争いはない。

- (2) 除雪作業日報によれば、本件交通事故当日の現場の降雪量は11.0cm、積雪量は55.0cmであったこと、本件交通事故現場を含むD工区において、当日、本件交通事故発生前までとしては午前7時から午前9時まで及び午後1時から午後4時までの間、一般除雪工（新雪除雪、路面整正（路面の圧雪を除去又は圧雪の凸凹を削り取ることで平滑に仕上げる）及び圧雪処理）を実施していることが確認できる。当日一般除雪工を実施していることについては、当審査会が提出を求めた処分庁の除雪作業出動基準によれば、「工種」として一般除雪工のほか、必要幅員の確保が困難になった場合の拡幅除雪工等が掲記されているが、当日の写真等からして拡幅除雪工を実施するまでの必要はなかったものとみられる。なお、厳冬期において常時完全に圧雪及び凍結状態を排除することは物理的に不可能であるとの処分庁の主張は、当日の降雪量、積雪量、写真等からして、これを否定すべき特段の理由は見当たらない。

また、道路巡回日誌によれば、C国道維持出張所の職員2名体制で、本件交通事故発生の前日と翌日である令和3年1月9日午後2時55分頃から午後3時19分までの間及び同月11日午後2時36分から午後2時46分までの間に本件交通事故現場を巡回しているが、路面の陥没があったとの記録は見当たらない。なお、巡回が2日に1回であることについては、当審査会が提出を求めた処分庁の道路の維持管理方針（案）によれば、1日の平均交通量に応じた定期巡回の頻度のとおりであった。加えて、処分庁の弁明書によれば、本件交通事故の当日に、本件交通事故現場付近で他の自動車事故の報告はなく、所轄のE警察署にも届出はないとされており、当審査会が提出を求めた資料によっても確認できる。これらからすると、本件交通事故現場付近には、交通事故を生じさせるような陥没があったこととはうかがえない。なお、道路損傷現認・負担書及び交通事故証明書によれば、本件交通事故の発生時刻は午後4時頃又は午後4時30頃であることから、上記の一般除雪工の後、路面に降り積もった雪が通行車両に踏み固められ圧雪状態となり、さらに、車両のわだち掘れなどのため圧雪に凸凹が生じたとは推認されるが、これは、除雪後の積雪と交通往来により通

常生じ得る路面の状況といえる。

次に、当日の降雪、積雪に対応して、F河川国道事務所は、次のとおり、本件交通事故発生現場を含む道路の通行について、路面の積雪等に気を付けて運転するよう注意を喚起していたことが確認できる。

① 報道機関を通じたものとしては、F河川国道事務所記者発表資料によれば、本件交通事故発生当日（令和3年1月10日）、暴風雪に伴う道路交通への影響として、ア）県内道路は凍結しやすく通行に十分な注意が必要であること、イ）冬用タイヤ等の装着、ウ）本件交通事故発生現場の隣の工区（G交差点～H県境）の午前10時からの通行不可（予定）等の情報を提供している。

② 自らの媒体を通じたものとしては、F河川国道事務所はツイッターで、同日、路面状況（積雪又はシャーベット）に注意し安全走行を呼びかけるとともに、本件交通事故現場（344.4kp）の手前344.8kpに設置された道路情報板により、本件交通事故発生日の午前5時29分から午後5時3分まで大雪注意報又は大雪警報が発令されている旨の情報を提供している。

これらを併せ検討すると、処分庁は、当日の気象状況を踏まえ、本件交通事故発生の前に路面整正を含む除雪作業を実施していること、その後の降雪と車両の通行により圧雪に凸凹が生じたとは推認されるものの、これは除雪後通常生じ得る路面の状況であること、路面の積雪等に注意して運転するよう注意喚起していることから、本件交通事故発生現場の道路の管理に瑕疵があったとは認められない。したがって、審査請求人は本件損傷の原因者といえる。

（3）結論

以上から、本件負担命令が違法又は不当とはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 三 宅 俊 光
委 員 佐 脇 敦 子

委 員 中 原 茂 樹